

狭山市障害者活躍推進計画

令和7年4月

狭 山 市 長

狭 山 市 教 育 委 員 会

狭山市上下水道事業狭山市長

狭 山 市 議 会 議 長

狭 山 市 選 挙 管 理 委 員 会

狭 山 市 代 表 監 査 委 員

狭 山 市 農 業 委 員 会

策定主体 ※関係機関の各任命権者が連携し本計画に基づく取り組みを推進します	機関名	任命権者
	狭山市市長部局	狭山市長
	狭山市教育委員会	狭山市教育委員会
	狭山市上下水道事業	狭山市上下水道事業管理者（狭山市長）
	狭山市議会事務局	狭山市議会議長
	狭山市選挙管理委員会事務局	狭山市選挙管理委員会
	狭山市監査委員事務局	狭山市代表監査委員
	狭山市農業委員会事務局	狭山市農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）	
狭山市における障害者雇用に関する課題	狭山市においては、法定雇用率を満たしておらず、今後法定雇用率の引上げがあることを踏まえ、積極的な採用活動を行って行く必要がある。	
目標		
① 採用に関する目標 ※狭山市市長部局は、厚生労働大臣の認定を受け、狭山市市長部局以外の6機関に勤務する職員を狭山市市長部局に勤務する職員とみなして実雇用率を算出しています	機関名	目標
	狭山市市長部局	【実雇用率】 （各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	狭山市教育委員会	
	狭山市上下水道事業	
	狭山市議会事務局	
	狭山市選挙管理委員会事務局	
	狭山市監査委員事務局	
	狭山市農業委員会事務局	
	（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理	
② 定着に関する目標	機関名	目標
	狭山市市長部局	【採用1年後定着率】 100%
	狭山市教育委員会	
	狭山市上下水道事業	
	狭山市議会事務局	
	狭山市選挙管理委員会事務局	
	狭山市監査委員事務局	
	狭山市農業委員会事務局	
	（評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理	

③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	機関名	目標
	狭山市市長部局	【ワーク・エンゲージメント】 満足度の全体評価を１００％にする
	狭山市教育委員会	
	狭山市上下水道事業	
	狭山市議会事務局	
	狭山市選挙管理委員会事務局	
	狭山市監査委員事務局	
	狭山市農業委員会事務局	
	（評価方法）在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理	
取組内容		
１．障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	全機関 ○機関ごとに障害者雇用推進者を選任する。 （令和元年度選任済） 狭山市市長部局	

	座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。 狭山市市長部局以外 ○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について共有の機会を設ける。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
全機関 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	全機関 ○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する ○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
(2) 募集・採用	狭山市市長部局 ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	全機関 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	全機関 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

(5) その他の人事管理	全機関 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	
全機関 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	